



目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更（3件）	（道 路 課） 1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	（住 宅 課） 1
公 告	
○旅行業法による意見の聴取	（観 光 政 策 課） 1
○土地改良区の役員の就退任	（農 業 基 盤 課） 1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	（12・5 掲 示） 2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈 〃 〉	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	〈 〃 〉 2

告 示

高知県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐岩間 字下甫喜山472番13	前	4.0 }	826
		35.0	

地先から 四万十市西土佐茅生 字鶴山323番2まで	後	9.7 } 56.0	826
---------------------------------	---	------------------	-----

高知県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大西 字下ヲク1114番1	前	5.9 } 6.9	31
	後	6.9 } 25.0	31

高知県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡吉原字ケヤ キ山589番3から	前	4.3 } 9.5	70

高知市鏡吉原字ケヤ キ山586番4まで	後	8.2 } 15.2	70
------------------------	---	------------------	----

高知県告示第583号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社あんしんサポート
福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号
- 2 支援業務（法第42条に規定する業務をいう。）を行う事務所の所在地
福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号
- 3 指定年月日
令和元年11月25日

公 告

旅行業法（昭和27年法律第239号）第64条第1項の規定により、次のとおり公開により意見の聴取を行う。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 意見の聴取の期日
令和元年12月25日（水）午前10時
- 2 意見の聴取の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 3 意見の聴取を受ける者
(1) 商号又は名称
株式会社まじかる
(2) 代表者の氏名
西尾 啓介
(3) 主たる事務所の所在地
高知市神田920番地24

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香宗川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年12月17日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所

(退任)
理事 橋本 奉信 香南市香我美町岸本311番地2
(就任)
理事 百田 稔弘 香南市香我美町岸本911番地口

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,183人である。

令和元年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、168,191人である。

令和元年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,476人
室戸市・東洋町選挙区	4,704人
安芸市・芸西村選挙区	6,100人
南国市選挙区	13,232人
土佐市選挙区	7,680人
須崎市選挙区	6,150人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,773人
土佐清水市選挙区	4,030人
四万十市選挙区	9,619人
香南市選挙区	9,327人
香美市選挙区	7,525人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,129人

長岡郡・土佐郡選挙区	3,380人
吾川郡選挙区	8,253人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,623人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,784人
黒潮町選挙区	3,268人